【記載例（支給確認時）】

《居住前（入院中、転居前等）や認定申請中の取扱いについて》

下記の①から③のいずれかに該当する人が介護保険での住宅改修を行う場合、支給の対象とならない場合がありますので、下記の事項を了承のうえ申請してください。

① 住宅改修後に転居する場合
申請者本人が居住する住宅が対象となるため、本来は転居をしてからの申請となります。
引越し前に住宅環境を整える必要がある場合にかぎり、事前申請を受付します。
住宅改修費の支給申請は住民異動届出後となります。また、予定の変更等で転居しないこととなった場合は、住宅改修費の支給対象となりません。

② 入院中または施設入所中に住宅改修を行う場合
①と同様、本来は退院または退所し、自宅での生活になってからの申請となります。
退院・退所の前に住宅環境を整える必要がある場合にかぎり、事前申請を受付します。
住宅改修費の支給申請は自宅に戻ってからとなります。また、一時帰宅のための改修は対象となりません。

③ 認定申請中に住宅改修を行う場合
介護保険での住宅改修の支給対象となるのは、要介護認定を受けている人です。
認定申請中に住宅改修を行うことはできますが、支給申請は認定結果が出てからになり、認定結果が「自立」となった場合は、支給対象となりません。

介護保険住宅改修における事前承諾書

上記の事項を了承したうえで、「介護保険居宅介護住宅改修費等支給（変更）」申請を行います。

令和　3 年　4 月　1 日

被保険者氏名	介護　太郎		被保険者番号	1234567
あてはまる理由	☐ ①転居　☐ ②退院・退所　☑ ③認定申請中			
①	転居予定日	令和　年　月　日		
	改修を行う住宅の所在地	四日市市		
	転居前の住所（現住所）	四日市市		
②	退院・退所予定日	令和　年　月　日		
	入院・入所施設名			
③	認定申請日	令和　3　年　3　月　29日		

市受理印　受理印

△▽△▽△▽△▽△▽△▽△▽△▽△▽△▽△▽△▽△▽△▽△▽△▽△

※コピーをお渡ししますので、下記は工事完了後の支給申請時

事前確認申請の受付後にお渡ししたコピーに記入し、支給申請書類と一緒に提出してください。

支給申請時にご記入ください。	①転居日	令和	
	②退院・退所日	令和　年	月　日
	③要介護認定日および要介護度	令和　3　年　4　月　30日	
		要支援 1 ・ ②	要介護 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5